

各医療機関 御中

徳島県国民健康保険団体連合会

診療報酬請求明細書の記載方法及び編綴方法について（依頼）

日頃は、お世話になっております。下記の項目についてご留意ください。

1. 編綴方法について（県内分）

下記の順番をお願いします。（保険者ごとにホッチキス等で留めないでください）

- ① 請求総括送付書No.1
- ② 国保組合（全国歯科医師・全国土木・中央建設・全国建設工事業）  
※ 国保組合分で、本人・家族の給付割合が同じ場合は、請求書1枚にまとめてください。
- ③ 県内国保組合（医師国保・建設産業国保）
- ④ 市町村国保分（保険者番号順）※最後に医療機関所在地保険者
- ⑤ 後期高齢者医療  
※ 保険者は県内1保険者（39360003）で請求書1枚にまとめてください。

在宅時医学総合管理料等で、70歳以上で一部負担金を記入（現物給付）するレセプトは保険者ごとに請求書を付けて「在総管」と記入してください。（例：後期高齢者と在総管で請求書は2枚になります。）

2. 診療報酬請求書

- ① 県番号欄は、すべて“36”になります。（医療機関所在地県番号）

3. 診療報酬請求書（医科）No. 2について

- ① 公費併用レセプトを請求されない保険者は添付不要です。
- ② 公費欄は公費番号2桁で請求ください。（例：15、45、46、51・・・）
- ③ 公費欄には、該当する点数を計上してください。
  - ・（21、45、51・・・）件数・日数・点数・一部負担金を記載してください。
  - ・ 公費48（1レセプト600円を徴収しない市町村）については計上しないでください。（45のみ計上してください）

担当：審査課第6係